

(運輸施設整備事業団法施行規則の一部改正)  
第二百八条 運輸施設整備事業団法施行規則(平成九年運輸省令第五十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(運輸施設整備事業団の財務及び会計に関する省令の一部改正)

第二百九条 運輸施設整備事業団の財務及び会計に関する省令(平成九年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(航空法関係手数料規則の一部改正)

第二百十條 航空法関係手数料規則(平成九年運輸省令第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第八条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

別表第一中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(船舶構造規則の一部改正)

第二百一十條 船舶構造規則(平成十年運輸省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第二」を「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三」に改め、地方運輸局又は海運監理部の」を削り、沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条」を、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項」に、「運輸省組織令(昭和五十九年政令第百七十五号)第二百一十條第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第百五十五号)第二百一十二條第二項に規定する事務」に改める。

(中部国際空港の設置及び管理に関する法律施行規則の一部改正)

第二百一十二條 中部国際空港の設置及び管理に関する法律施行規則(平成十年運輸省令第十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

別記様式中「編纂」を「編纂」に改める。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第四条第四項第四号及び第五号の特定事業に関する省令の一部改正)

第二百一十三條 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第四条第四項第四号及び第五号の特定事業に関する省令(平成十年運輸省令第五十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の一部改正)

第二百一十四條 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成十年運輸省令第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(装置型式指定規則の一部改正)

第二百一十五條 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第一号様式、第四号様式及び第五号様式中「編纂」を「編纂」に改める。

(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則の一部改正)

第二百一十六條 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則(平成十年運輸省令第七十号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(船舶復原性規則及び船舶安全法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二百一十七條 船舶復原性規則及び船舶安全法施行規則の一部を改正する省令(平成十一年運輸省令第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号二中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(船舶職員法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二百一十八條 船舶職員法施行規則の一部を改正する省令(平成十一年運輸省令第四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「地方運輸局又は海運監理部の」を削り、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附則第十五項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

別記様式中「編纂」を「編纂」に改める。

(航空法施行規則及び航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二百一十九條 航空法施行規則及び航空法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成十一年運輸省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部改正)

第二百二十條 船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成十一年運輸省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二百一十一條 航空法施行規則の一部を改正する省令(平成十二年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項、第三項及び第六項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令の一部改正)

第二百一十二條 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令(平成十二年運輸省令第五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附則第三条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正)

第二百一十三條 航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令(平成十二年運輸省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「編纂」を「編纂」に改める。

(海上運送法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二百一十四條 海上運送法施行規則等の一部を改正する省令(平成十二年運輸省令第三十号)の一部を次のように改正する。

附則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の一部改正)

第二百一十五條 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成十二年運輸省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。